

■対象

平成26年中に所得があった方で

- ・所得税が課税になる方…
- ・所得税の申告が必要
- ・所得税が課税にならない方…町県民税の申告が必要

■確定申告書

■確定申告書
昨年の申告内容に基づき、申告が必要と思われる方へ、所得税の申告書は2月初旬に半田税務署が、町県民税の申告書は1月下旬に役場税務課が送付します。また、申告書が届かない方や新たに申告が必要になった方のために、各会場で申告書を用意しています。

※申告書の送付についての問い合わせは半田税務署へ

■確定申告書の作成・提出

所得税の申告は自主計算・自主申告が原則です。

自分で申告書を作成し、自分から申告書を作成し、分らないことがあったら各会場へお出かけください。(P4～6)

作成した所得税の申告書は半田税務署へ、町県民税の申告書は役場税務課へ提出してください。

申告は
3/16
月
までに

申告書は**自分で書いて**
早めに提出しましょう!

受付は

2月16日(月)

～

3月16日(月)

確定申告

平成26年分 所得税・町県民税の 申告相談が始まります

●確定申告に関する問い合わせ

半田税務署 個人課税部門

☎ 0569(21)3141(代表電話)

【郵送先】

〒475-8686 半田市宮路町50-5

①自動音声案内

税務署の電話受付は、自動音声で案内しています。用件に応じて次の番号を選択してください。

0 所得税および復興特別所得税、消費税および地方消費税、贈与税の申告に関する相談(3月16日(月)まで)

1 国税に関する一般的な相談
2 税務署からの照会に関する問い合わせ、職員への相談

●還付申告、

町県民税申告に関する問い合わせ

役場税務課 住民税係

☎ (83)3111 内線112

【郵送先】

〒470-2192(住所不要)

税務課 住民税係

●インターネットで調べる

・国税庁ホームページ

☎ <http://www.ntago.jp/>

・町ホームページ

申告が必要な方

所得税の申告が必要な方

① 営業所得、農業所得、不動産所得、雑所得（年金など）、一時所得（満期保険金など）、配当所得、譲渡所得などがある方で、平成26年中の所得金額の合計額が所得控除（基礎控除、扶養控除、社会保険料控除など）の合計額より多い方

【年金所得の申告基準】

公的年金などの収入金額が400万円以下であり、かつ公的年金などに係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合は、所得税の申告をする必要はありません。ただし、町県民税の申告にはこのような要件はありません。生命保険料控除や医療費控除などの申告をすると、住民税額を少なくすることができま

す。還付を受けるための申告をする方は、公的年金を含めて申告してください。

② 給与所得者で次のいずれかに該当する方

- ・ 給与の収入額が20万円を超える方
- ・ 給与を1か所から受けている方

で、給与以外の所得金額の合計額が20万円を超える方

- ・ 給与を2か所以上から受けている方で、主たる給与以外の収入金額の合計額が20万円を超える方
- ・ 中途退職をしたことなどにより、年末調整を受けていない方



③ 確定申告をすれば税金が戻る方

申告が必要でない方でも、次のいずれかに該当する方は、申告することで所得税の還付が受けられる場合があります。

- ・ 雑損控除、医療費控除、寄附金控除を受けよつとする方
- ・ 給与・年金所得者で、社会保険料控除、生命保険料控除、地震保険料控除、寡婦（寡夫）控除、障害者控除、配偶者控除、扶養控除、住宅ローン控除などを受けよつとする方
- ・ 源泉徴収された所得税や予定納税をした所得税が、申告納税額

を超える方（例えば、源泉徴収された所得を含むすべての所得の合計額が38万円を下回る方は基礎控除のみで源泉徴収された所得税額が全額還付されます。）

【注意】

申告書を提出する方は、次のことに注意してください。

- ・ 所得税の申告が必要なく、還付のために申告をする方でも、すべての所得を申告する必要がありません（分離課税の所得を除く。）
- ・ 源泉徴収されている上場株式の配当所得など、申告不要な所得を還付のために申告すると、申告しないことを選択したときより所得金額が増えます。所得金額が増えることにより、扶養者の所得税、本人や扶養者の町県民税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料などに影響する場合があります。

町県民税の申告が必要な方

所得税の申告をしない方のうち、平成27年1月1日現在町内に在住し、次のいずれかに該当する方

※町県民税の申告が必要と思われる方には、1月下旬に役場税務課か

ら申告書を送付しています。また、申告書が届かない方でも、申告が必要になる場合があります。

① 営業所得、農業所得、不動産所得、一時所得（満期保険金など）、配当所得などがある方で、平成26年中の所得金額の合計額が所得控除（基礎控除、扶養控除、社会保険料控除など）の合計額以下の方

② 給与所得者で、給与以外の所得金額の合計額が20万円以下の方

③ 昨年中に収入が全くない、あるいは非課税所得のみ（失業給付、遺族年金、障害年金など）であり、かつ家族の扶養になっていない方のうち、次に該当する方

- ・ 国民健康保険の加入者がいる世帯の世帯主
- ・ 国民健康保険の加入者で18歳以上の方（高校生を除く。）
- ・ 国民年金保険料の支払猶予、免除を受けよつとする方
- ・ 後期高齢医療保険の加入者がいる世帯の18歳以上のすべての方（高校生を除く。）
- ・ 保育料の支払いがある方（保育料が無料の方を含む。）
- ・ 児童扶養手当を受給しよつとする方

！ご注意ください

税務職員を装った者からの
不審な電話にご注意ください！



国税局や税務署の職員を名乗る者からアンケートや年金受給調査と称して、個人情報聞き出そうとする事例が多発しています。不審な電話があった場合には、税務署に問い合わせてください。

●問い合わせ

半田税務署 総務課

☎ 0569-21-3141

所得税の申告は自主計算・自主申告が原則です。申告会場は大変複雑しますので、「申告書の手引き」や「国税庁ホームページ」および「町ホームページ」を参考にし、自分で申告書を作成しましょう。

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」では、画面の案内に従って金額などを入力すると税額などが自動計算され、申告書が作成できます。

確定申告書の 作成・提出方法

申告書を作成する

申告書を提出する

①書面で提出

- ・半田税務署へ郵送または持参
- ※税務署の受付時間外は、時間外収受箱へ投函可
- ・役場申告会場の「税務署行きBOX」に提出
- ※役場職員による計算確認は一切しません。

②インターネットで提出

e-Taxを利用して申告。国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」で作成した申告書をインターネットで送信

詳しくはこちらへ！

申告書の作成 国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」 [HP](https://www.keisan.nta.go.jp/) <https://www.keisan.nta.go.jp/>

e-Taxホームページ [HP](http://www.e-tax.nta.go.jp/) <http://www.e-tax.nta.go.jp/>

e-Taxの操作に関する問い合わせはe-Tax・作成コーナーヘルプデスクへ

☎ 0570-01-5901 月～金曜日(祝日を除く。) 午前9時～午後5時

1 住吉福祉文化会館 (半田税務署申告相談会場)



名鉄河和線「住吉町」駅下車 徒歩約5分

■開設時間

午前9時～午後5時

※午後4時以降、混雑している場合は、案内を早めに締め切ることがあります。

■注意事項

- ・開設期間中は、税務署内では申告書の作成指導は行っていません。
- ・駐車場の混雑が予想されますので、公共交通機関を利用してください。
- ・作成済みの申告書は、税務署1階の受付窓口へ提出してください。

■問い合わせ

半田税務署 ☎ 0569-21-3141

※ P2自動音声案内を参照

■開設期間

- ・2月16日(月)～3月16日(月)の平日
- ・2月22日(日)および3月1日(日)

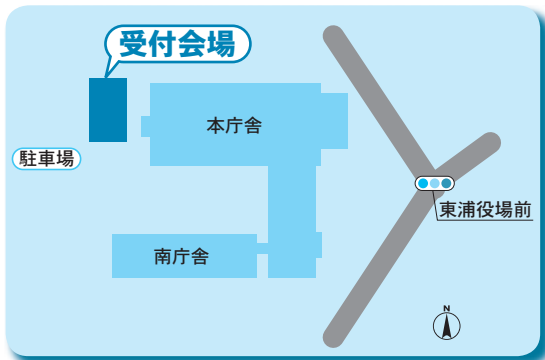
**確定申告
相談会場の開設**

実際に申告書を作成していく中で疑問や確認したいことがある場合は、次の各会場で申告相談を行っていますので利用してください。

- ① 住吉福祉文化会館
(半田税務署申告相談会場)
 - ② 役場申告相談会場
 - ③ 出張申告相談会場 (各地区コミュニティセンター、藤江は公民館)
 - ④ げんきの郷あぐりカレッジ
 - ⑤ 東海市立商工センター
 - ⑥ 知多市勤労文化会館
- 会場へはできる限り申告する本人がお出かけください。やむを得ない場合は、相談内容が分かる家族の方でも結構です。



2 役場申告相談会場



！ 役場で受け付けられない申告

○次に該当する方は、**②役場申告相談会場**、**③出張申告相談会場**では申告の相談ができません。**①住吉福祉文化会館(半田税務署申告相談会場)**、**④～⑥税理士による無料税務相談会場**へお出かけください。

- ・住宅ローン控除の1年目の申告をする方
- ・営業所得、譲渡所得がある方
- ・青色申告をする方
- ・消費税、贈与税の申告をする方
- ・分離所得がある方

○開設期間中は、税務課窓口では申告相談を受け付けません。また、開設期間を過ぎると所得税の申告は役場で相談および受付できませんので、半田税務署へお出かけください。

■開設期間

2月16日(月)～3月16日(月)の平日

■開設時間

午前8時45分～午後4時(開場は午前8時30分～)

■開設場所

役場 西会議室棟 1階会議室

■対象

給与・年金所得などの方の還付申告を中心に行います。

3 出張申告相談会場 各地区コミュニティセンター (藤江は公民館)

■開設時間

午前9時～午後3時

■対象

給与・年金所得などの方の還付申告を中心に行います。

とき	ところ
2月3日(火)	森岡コミュニティセンター
2月4日(水)	緒川コミュニティセンター
2月5日(木)	卯ノ里コミュニティセンター
2月6日(金)	石浜コミュニティセンター
2月9日(月)	藤江公民館
2月10日(火)	生路コミュニティセンター

456 税理士による無料税務相談会場

■開設場所・内容・開設日

開設場所	内 容	2月													
		5 木	6 金	9 月	10 火	12 木	13 金	18 水	19 木	20 金	23 月	24 火	25 水	26 木	27 金
④ げんきの郷めぐりカレッジ	申告相談											○	○		○
⑤ 東海市立商工センター	申告相談							○	○	○	○	○	○	○	○
⑥ 知多市勤労文化会館	申告相談												○	○	○
① 住吉福祉文化会館 (P4)	住宅借入金等 特別控除申告相談	○	○	○	○	○	○								

■開設時間

午前9時30分～正午／午後1時～4時
※会場の混雑状況により早めに受け付けを終了する場合があります。

■対象

①平成25年分の青色事業専従者給与額・青色申告特別控除額または事業専従者控除額を控除

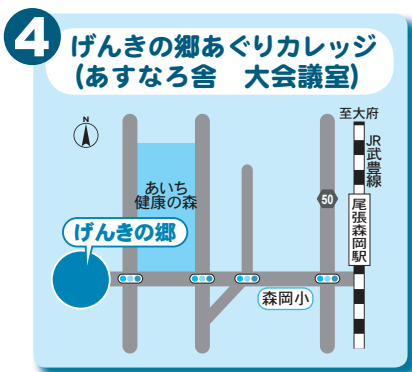
する前の所得金額が300万円以下の方

②消費税の課税事業者である場合は、基準期間（平成26年分）の課税売上高が3,000万円以下で、かつ①に該当する方

③給与所得者および年金受給者

■問い合わせ

名古屋税理士会 半田支部
☎0569-26-0730



復興特別所得税の計算もお忘れなく！

平成23年12月2日に「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平成23年法律第117号)が公布され、「復興特別所得税」が創設されました。これにより、個人で所得税を納める義務がある方は、復興特別所得税もあわせて納める義務があります。

復興特別所得税額は次の算式で求めます。

$$\text{復興特別所得税額} = \text{基準所得税額} \times 2.1\%$$

※ 確定申告書上で計算できるように申告書の様式が改訂されています。

※平成25年から平成49年までの各年分の基準所得税額が対象になります。詳しくは、国税庁ホームページ(☎<http://www.nta.go.jp/>)をご覧ください。

申告相談に必要なもの

一般的に必要なものです。不足していると申告できませんので注意してください。詳しくは「確定申告の手引き」などで確認してください。

- ・認め印
- ・給与、公的年金などの源泉徴収票
- ※原本を提出（必要な方は事前
にコピーを取っておいてくだ
さい。）
- ・所得税が還付になる方は、申告者
本人名義の預貯金口座番号が分か
るもの
- ・作成済みの収支内訳書（農業所得、
不動産所得がある方）
- ・社会保険料控除を受ける方：
「国民健康保険税納付額のお知らせ」
「後期高齢者医療保険料納付額
のお知らせ」「介護保険料納付証明
書」「任意継続保険料の納付証明
書」「国民年金保険料控除証明書」
または各領収書
- ・生命保険料控除、地震保険料控除
を受ける方：生命保険料控除証明
書、地震保険料控除証明書
- ・医療費控除を受ける方：支払った
医療費の集計表および領収書（原
本）、保険などで補てんされた金
額が分かるもの

医療費控除

自分や家族の医療費を多く支払ったとき、医療費控除を受けられる場合があります。



- ・障害者控除を受ける方
- ・障害者手帳、福祉課の証明書など

■控除の対象になるもの(例示)

- ・医師などによる診療などを受けるために直接必要な入院費、通院費、診察費、医薬品の購入費など
- ・かぜの治療のために使用した一般的な医薬品の購入費など
- ・通院などで利用した公共交通機関の運賃
- ・やむを得ず利用した公共交通機関以外の運賃
- ・介護保険制度のもとで提供される一定の施設、居宅サービスの対価
- 控除の対象にならないもの(例示)
- ・容姿を美化するなどの目的で行った整形手術費
- ・いざというときのためにまとめ買いした薬類の代金
- ・ドラッグストアなどで購入した薬以外の品物の代金

- ・自家用車で通院する場合のガソリン代や駐車料金
- ・緊急でない場合に利用したタクシーの運賃
- ・治療を受けるために直接必要としない眼鏡などの購入費
- ・健康診断など、疾病予防・健康増進を目的とするものや日常生活費
- ・差額ベッド代などの特別なサービスの対価

■注意

- ・医療費控除とは、所得税・町県民税の控除のひとつですので「申告して戻ってくる金額」は「税金」であり「医療費」ではありません。申告すると、所得税および町県民税の税額に影響します。

- ・「支払った医療費」とは、その年中に実際に支払った医療費です。その年中に治療などを受けたものであっても、支払いが翌年になるものは、翌年の医療費に計上します。大人用のおむつ代を控除の対象とするには、医師の証明書が必要です。ただし、おむつ代について医療費控除を受けるのが2年目以降で、要介護認定を受けている一定の方は、福祉課の確認書を医師の証明書に代えることができます。インフルエンザなどの予防接種費

用や診断書などの文書料は控除の対象になりません。

- ・保険金・給付金などで補てんされる金額は、支払った医療費から差し引いて計算します。なお、補てんされる金額で引ききれなかった金額があっても、ほかの医療費から差し引く必要はありません。

■控除額

次の算式で計算した金額を所得から差し引いて税額を計算します。

